

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一～八（略） 九 二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノ（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー 一・四―ジチアアントラキノ五〇％以下を含有するものを除く。</p> <p>十 削除 十の二～十九（略） 二十 ヘキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサ ン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤 二十の二 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピ ンオキサイド及びこれを含有する製剤 二十の三～二十三（略）</p> <p>劇物 一～十一の八（略） 十一の九（略） (1)～(78)（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一～八（略）</p> <p>九及び十 削除 十の二～十九（略）</p> <p>二十 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピ ンオキサイド及びこれを含有する製剤 二十の二 削除 二十の三～二十三（略）</p> <p>劇物 一～十一の八（略） 十一の九（略） (1)～(78)（略）</p>

(79)|
 (145)|
 (略)

十二〜五十一の二 (略)

五十二 | ニーメチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及び

これを含む製剤

五十三〜五十八の三まで 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 | 沃化メチル及びこれを含有する製剤

六十二〜六十七 (略)

(79)|
 二・三ージシアノー一・四ージチアアントラキノン (別名ジ

チアノン) 及びこれを含有する製剤

(80)|
 (146)|
 (略)

十二〜五十一の二 (略)

五十二から五十八の三まで 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 | 削除

六十二〜六十七 (略)